

平成18年度 第2回大和市民国民保護協議会議事録

司会(土田チーフ)

本日は、公私ともご多用にもかかわらず、大和市民国民保護協議会にご参会を賜り、誠にありがとうございます。私、本日の司会を務めさせていただきます、防災対策課地域防災対策担当チーフの土田孝司と申します。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、委員の皆様にお話したいことがございます。本協議会は公開で行うこととしておりますので、本日もそのようにさせていただきますと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

司会(土田チーフ)

それでは、公開とさせていただきます。なお、会議終了後に会議記録をホームページなどで公開致しますが、情報提供にあたりましては、個人情報の提供及び内容について、事前にご発言されましたご本人様の了承を得ることとされております。私ども事務局におきましては、発言ごとに、所属機関名ではなく、発言をなされました委員の皆様のお名前と発言内容を記載する形で、会議記録を取りまとめることを考えております。

なお、公開前に、各委員の皆様にご発言の内容を確認させていただきますことを申し添えさせていただきます。また、本協議会は、大和市民国民保護協議会条例第4条第2項の規定によりまして、会議の開催には過半数の委員の皆様の出席が必要となりますが、本日総委員25名中、現在21名のご出席を頂いておりますので、本協議会は成立しておりますことを、ここにご報告させていただきます。

ここで、お手元の資料を確認させていただきます。各資料の右上に資料番号を付けさせていただきますので、番号順に確認をさせていただきます。まず資料1「大和市民国民保護協議会委員名簿」でございます、次に資料2「平成18年度第2回大和市民国民保護協議会出席者名簿」でございます。資料3としまして「平成18年度第2回大和市民国民保護協議会席次表」でございます。資料4としまして「大和市民国民保護計画諮問書の写し」でございます。資料5としまして「大和市民国民保護計画(素案)に対する意見等反映状況一覧」でございます。次に資料6としまして「大和市民国民保護計画」でございます。最後に資料7としまして「大和市民国民保護計画作成スケジュール」でございます。

資料の漏れ等、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、大和市民国民保護協議会委員のご紹介させていただきますが、本日は前回開催しました、平成18年度第1回大和市民国民保護協議会開催時点から変更のございました委員の方のみご紹介させていただきます。お手元の資料1「大和市民国民保護協議会委員名簿」をご覧下さい。なお資料2に「出席者名簿」を、資料3に「席次表」をご用意させていただきましたので、併せてご覧頂きたいと思っております。

本協議会名簿は、国民保護法に規定されております選出区分に基づきまして作成しております。お名前をお呼び致しますので、おそれいりますが、その場でご起立をお願い致します。

「都道府県の職員」としまして、大和警察署長 ^{たか} ^せ ^{じゅん} ^じ 高瀬 順治 様 高瀬 様におかれましては、すでに本協議会の委員として委嘱をお受け頂いておりますので、ご報告申し上げます。

司会(土田チーフ)

只今から、大和市国民保護協議会を開会致します。

開会にあたり、大和市国民保護協議会会長であります、土屋侯保大和市長から、ごあいさつ申し上げます。

土屋侯保市長

本日は、平成18年度第2回大和市国民保護協議会に、ご多用にも係らずご出席をいただきまして、ありがとうございます。最近の話題はなんと言っても北朝鮮の核実験でございまして、情報も色々ございまして、成功したとか失敗したとか別な実験であったとかニュースが流れております、核兵器に発展するのではないかと、まさに地域紛争・テロが現実味をおびてきています。

ほかにも事故というものも多いに考えられますし、また自然災害に対しましても警戒をしなければならぬ昨今でございまして、そのような中で、国民保護協議会の存在とその役割について、あらためて大きなものであると認識を深めたわけでございます。本日は、今年度の第2回目になるわけですが、皆様に重要事項をご審議いただく議題もございまして、限られた時間ではございますが、よろしくご協力をお願いしまして、会長としてのごあいさつと致します。よろしくお願い致します。

司会(土田チーフ)

ありがとうございました。本協議会の議長は、大和市国民保護協議会条例第4条第1項の規定によりまして、大和市国民保護協議会の会長が議長となると規定されておりますので、会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

議長(土屋侯保会長)

それでは、私がこの協議会の議長として進行を務めさせていただきます。

次第の4、議題1の「大和市国民保護計画の諮問について」を議題とさせていただきます。

事務局説明をお願いします。

事務局(沢木防災対策課長)

防災対策課長の沢木と申します、よろしくお願い致します。恐縮ですが着席をさせて頂き、ご説明申し上げますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、議題の1「大和市の国民の保護に関する計画について(諮問)」をご覧下さい。

市町村の国民保護計画の作成につきましては、国民保護法第39条第3項の規定によりまして、「国民保護計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村国民保護協議会に諮問しなければならない」とされております。

本来ですと、本協議会の席上で、市長から会長へ諮問いたしますが、市長が本協議会の会長となっております関係で、2日前の10月10日に諮問させていただきました。このことをご報告申し上げます。

以上でございます。

会長(土屋侯保市長)

ありがとうございました。市長と会長が同一人物であることから事前に諮問をさせていただきました。

なお、ご質問につきましては、後ほど一括してお受けしますので、議題の2「大和市国民保護計画(素案)に対する意見等について」を議題とします。

事務局説明をお願いします。

事務局(沢木防災対策課長)

それでは、資料の5をご覧ください。

前回、7月6日に開催しました、本協議会において、お配りいたしました、計画の素案に対して、多くの方からご意見を頂きましたので、ご意見に対します計画への反映状況を一覽にさせていただきました。

表紙中央の左側の表でございますが、皆様からのご意見の状況でございます。

まず、本協議会委員の皆様から11件、市職員から11件、神奈川県及び県内市町村との調整によります反映が25件、合計で47件でございます。

続きまして、右側の表でございますが、ご意見のなかにフロー図の追加、削除などもございましたので、修正箇所も含めまして標記させていただきました。

それでは、表紙をお捲りください。一覽の左の列に記載の数字が、ご意見の件数となっております。

次が、素案のページでございます。続きまして、ご意見、ご指導等の内容でございます。

続きまして、対応でございますが、ご提出いただきましたご意見に対します計画への反映状況でございます。

ご意見を計画に反映した場合は 印、関係機関等と調整を要するようなご意見に対しては 印、法の規定その他の状況等によりご意見を反映することが出来ないものは×印、計画全体に係るようなご意見等に対しましては、横バーでございます。

次にページでございますが、ご意見を計画に反映しましたページを記述しております。

最後に右側の列でございますが、それぞれのご意見に対します反映状況等でございます。

以上でございます。

なお、この度は、公私とも大変お忙しいなか、多くのご意見を頂戴しましたことを、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。続きまして、ご意見の反映状況の詳細につきまして、担当からご説明申し上げます。

事務局(萩野谷副主幹)

防災対策課の萩野谷と申します、どうぞよろしくお願い致します。恐縮ですが着席をさせて頂き、ご説明申し上げますので、よろしくお願い致します。

それでは資料の6、「大和市国民保護計画」をご覧ください。

大変申し訳ございませんが、表紙を含めまして8ページほどお捲りください。本編の1ページからご説明申し上げます。

皆様からいただきましたご意見等の反映状況でございますが、それぞれ太字にアンダーラインを付けまして標記してございます。よろしくお願い致します。

それでは、本編の1ページ上段の四角の囲み、「1 市の責務及び市国民保護計画の作成等」でございます。素案では、「計画の位置づけ」となっておりましたが、県計画同様に「作成等」と記述したほうが、本計画の内容と合うのではないかとのご意見から「作成等」に修正しました。

続きまして、2ページをご覧ください。下段の「大和市国民保護協議会(以下「市国民保護協議会」という。)」でございますが、素案では、「市国民保護協議会」と記述しておりましたが、正式な名称を記述するべきではないかとのご意見から、正式な名称に修正しました。

続きまして、4ページをご覧ください。素案では「国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり」の記述が2行目と4行目に同じ内容で載せておりましたので、「国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに」に修正をさせていただきました。

続きまして、5ページをご覧ください。中段の四角の囲み、「9 外国人への国民保護措置の適用」でございますが、その性質上外国人に適用できないものが出てくるかもしれませんので、記載方法を更に検討されたいと思います。とのご意見を頂戴いたしました。ご指摘のとおり、外国人に対しまして適用を除外する項目も発生いたします。しかし適用を除外されますのは、日本国憲法の第3章の記述内容であって、国民の権利及び義務に関するものでございます。素案ならびに本計画においても「国籍を問わず対象とする」と記述しておりますが、外国人に対しまして国民保護措置について、より明確にするためにも、「外国人への国民保護措置の適用」について記述させて頂きました。

続きまして、6ページをご覧ください。1行目の「第3章 関係機関の事務又は事務の大綱」でございますが、素案では「大綱等」と記述しておりましたが、関係機関の連絡先等の随時変更が必要な項目を、資料編としました関係で、「等」を削除しました。また、4行目でございますが、文章中に同じ接続詞を使っただけの記述箇所がありましたので修正しました。

続きまして、7ページから12ページまでの「関係機関の事務又は業務の大綱」における記述内容でございますが、前回の協議会でこの記述内容につきましては、県及び関係機関と調整を行っている最中であるのご説明させて頂きましたが、各機関と記述内容について調整が終了しまして、その結果、県計画と同じ内容を記述することでご了承頂きました。

続きまして、11ページをご覧ください。上段の「(10)電気通信事業者」の欄でございますが、この欄で、「日本テレコム(株)」、「ボーダフォン(株)」がございまして、10月1日付けをもち

まして、「日本テレコム(株)」が「ソフトバンクテレコム(株)」、「ボーダフォン(株)」が「ソフトバンクモバイル(株)」に社名変更されておりますが、正式な社名変更通知が10月4日と5日に神奈川県から届きました関係で、本計画の修正には間に合いませんでしたことをご了承下さい。

なお、電子データにつきましては修正済みでございます。

続きまして、13ページをご覧ください。上段の、「(1)地形及び位置」でございます。この修正としましては、素案では本市の緯度・経度を表で載せてございましたが、「緯度・経度は必要ないのでは」とのご意見がございました。しかし、武力攻撃事態等においては自衛隊の出勤が予測されますので、本市の行政区域としましては広くはございませんが、緯度・経度の記述は必要と判断しまして、素案の「(1)地形」を「(1)地形及び位置」に変更し、本文中に緯度・経度を記述しました。

続きまして16ページをご覧ください。素案では「しています。」と記述しておりましたが、「している」が適切な表現であるとのこと指摘をいただきましたので修正しました。

続きまして、25ページをご覧ください。上段の四角の囲み、「1 市の各部における平素の業務」でございますが、素案では、市長部局の業務として、一括で業務内容を記述しておりましたが、「平素の業務に係る内容のため各部について個々に記述する必要があるのではないか」とのご意見がございましたので、各部ごとの記述に修正しました。

続きまして、28ページをご覧ください。上段の「ア 当直体制」でございますが、素案では、消防本部と連携を図り24時間即応可能な体制確保として記述しておりましたが、より具体的な内容に修正しました。

続きまして、30ページをご覧ください。中段の表の下、「印」でございますが、素案の記述内容では判りにくいため、修正しました。

続きまして、32ページをご覧ください。中段の「(1)県の連絡先の把握等」でございますが、素案では、「定期的に更新を行い」と記述しておりましたが、重要な連絡先の更新であることから「随時、更新を行い」に修正しました。

続きまして、33ページの下段をご覧ください。「6 ボランティア団体等に対する支援」でございますが、素案では、「社会福祉協議会、ボランティア関係団体等」と記述しておりましたが、本市では「大和市災害関係ボランティア団体等交流会」が中心となっておりますので、修正しました。

続きまして、37ページの中段をご覧ください。「(1)警報の伝達体制の整備」でございますが、素案では、各関係団体の名称を一般的な名称で記述しておりましたが、正式な名称に修正しました。

続きまして、38ページの中段をご覧ください。「(7)民間事業者からの協力の確保」でございますが、素案の記述内容ですと、「民間事業者に業務があるように取られるおそれがあります」とのご意見から、市町村モデル計画の前置き箇所を加え修正しました。

続きまして、同じく38ページの下段、「3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備」でございますが、素案では、安否情報省令の条項や様式の番号を記述しておりましたが、安否情報省令につきましては、現在も見直しが行われていることから、安否情報省令の

見直し後に、本計画の内容を変更することがないように、条項や様式番号を削除し修正しました。

続きまして、43ページの見出し、「第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え」でございますが、素案では、「及び武力攻撃災害への対処」を記述しておりませんでした。県計画と同じ見出しで記述するように、ご指導がありましたので修正しました。

続きまして、49ページの中段の四角の囲み、「1 事態認定前における緊急事態対策本部等の設置及び初動措置」でございますが、素案では、「大和市緊急事態連絡室(仮称)」と記述しておりましたが、仮称での記述はしないようにとの、県のご指導がありましたので、「緊急事態対策本部」と修正しました。なお、同様の修正箇所は数箇所ございます。

続きまして、50ページの下段をご覧ください。「緊急事態警戒本部」の記述箇所でございますが、素案では、「担当課体制」と記述しておりましたが、前ページで「大和市緊急事態連絡室(仮称)」を「緊急事態対策本部」に修正しましたことに合わせまして、「緊急事態警戒本部」に修正しました。

続きまして、51ページの上段をご覧ください。「3 国民保護対策本部に移行する場合の手続」でございますが、国民保護対策本部へ移行する場合の調整など、市の基準となるべき事項を記述するよう、県のご指導がございましたので、(3)を追記しました。

続きまして、62ページの下段をご覧ください。(3)でございますが、素案では、「高齢者、障害者、外国人等」と記述しておりますが、「病院、老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園等」についても、入所者等が自ら避難することが困難であることから、それぞれを追記する必要があるのではないかとのご意見を踏まえて修正しました。

続きまして、65ページの中段をご覧ください。「(1)避難実施要領の策定」に、避難実施要領に定める事項を加える必要があることから、その内容について追記しました。また、「(2)の避難経路や交通規制の調整」でございますが、素案では、「避難経路や避難方法の決定」と誤った記述になっておりましたので修正しました。

続きまして、72ページの中段の「(1)救援の基準等」をご覧ください。素案では「事務の委任」と記述しておりますが、現在、「事務の委任」という用語は機関委任事務が廃止されたことに伴い法令上用いられていないことから、県と調整を行いまして「市長が行う救援の実施に関する事務の内容及び期間の通知」に修正しました。

続きまして、89ページの上段をご覧ください。本市には原子力関係事業所が所在しないことから、素案では、「武力攻撃原子力災害への対処」については記述していませんでしたが、「核燃料物質輸送車両等」が通過する可能性も考えられることから、「武力攻撃原子力災害への対処」について追記しました。

続きまして、96ページの上段をご覧ください。「国民生活の安定に関する措置」でございますが、素案では、「水の安定的な供給等」と記述しておりましたが、本市の場合、水に関しましては、県企業庁の所管事業となりますので、「水の安定的な供給等」を削除し修正しました。

計画本文の修正等につきましては、以上でございます。

続きまして、フロー図等の追加、修正等につきまして、ご説明申し上げます。

この内容としましては、本計画については市民への周知も必要となることから、文章だけの記述では判りづらい点もあるため、フロー図等を取り入れたほうが、より見やすくなるのではないかとのご意見を頂きましたので、フロー図等の追加、修正などを行いました。

それでは、「大和市国民保護計画」の14ページをご覧ください。平成17年中の各月ごとの気象データについて追加しました。

続きまして、15ページをご覧ください。平成17年中各月の「平均気温」及び「降水量」のグラフを追加しました。

続きまして、17ページ、18ページでございますが、「地区別世帯と人口」についてのデータと略図を追加しました。

続きまして、19ページでございますが、「主な国籍別人口」のデータを追加しました。

続きまして、21ページをご覧ください。本市における鉄道、道路網図と厚木基地との位置関係を一つに集約し、見やすく修正しました。

続きまして、39ページをご覧ください。「安否情報収集・整理・提供の流れ」のフロー図を追加しました。

続きまして、50ページをご覧ください。「初動体制」のフロー図を追加しました。

続きまして、54ページをご覧ください。「現地調整所の概念図」を修正しました。

続きまして、61ページをご覧ください。「警報の発令・通知・伝達」のフロー図を修正しました。

続きまして、63ページをご覧ください。「緊急通報の発令の概要」のフロー図を追加しました。

続きまして、64ページをご覧ください。「避難の指示の通知・伝達」のフロー図を修正しました。

続きまして、66ページをご覧ください。「避難実施要領の内容の伝達等」のフロー図を修正しました。

続きまして、69ページをご覧ください。「屋内への退避、屋内から屋外への避難」のフロー図を追加しました。

続きまして、72ページをご覧ください。「救援の流れ」のフロー図を追加しました。

続きまして、78ページをご覧ください。「安否情報収集・整理・提供の流れ」のフロー図を修正しました。

続きまして、81ページをご覧ください。「武力攻撃災害への対処の流れ」のフロー図を追加しました。

続きまして、82ページをご覧ください。「武力攻撃災害の兆候の通報の流れ」のフロー図を追加しました。

以上で、計画の本文の修正等及びフロー図等の追加、修正などのご説明を終わらせて頂きます。以上でございます。

会長(土屋侯保市長)
ありがとうございました。

続きまして、議題の(3)「大和市国民保護計画の答申について」、事務局説明をお願いします。

事務局(萩野谷副主幹)

それでは、「大和市国民保護計画の答申について」ご説明申し上げます。前回7月6日に開催しました本協議会におきまして、本日開催の協議会において諮問・答申を行うとお話いたしました。本市の計画作成に伴います神奈川県との事前協議及び県知事との正式協議日程が概ね決まりまして、県との事前協議の終了が11月中旬ごろ、県知事との正式協議が1月末となりました。

諮問についてのご説明のときにも申し上げましたが、市国民保護計画の作成は、国民保護法第39条第3項の規定によりまして、「国民保護計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村国民保護協議会に諮問しなければならない」とされております。そのようなことから、本協議会から答申を頂きました計画が変更されることの無いように、来年1月末を目途にしております県知事との正式協議前に答申を頂きたいと考えておりますので、年明けの1月11日(木)を予定しておりますが、平成18年度第3回国民保護協議会を開催させていただきたいと考えております。

なお、資料7「平成18年度 大和市国民保護計画作成スケジュール(案)」では、本協議会のスケジュール変更をさせていただいております。よろしくお願い致します。

事務局からは以上でございます。

会長(土屋侯保市長)

ありがとうございました。ご用意しました議題の1、2、3について事務局からの説明がございましたが、何かご質問はございますでしょうか。

(質疑なし)

会長(土屋侯保市長)

それでは、本日の会議で用意いたしました議題は以上でございます。皆様から、ご協力いただきましたことを心から感謝申し上げます。ありがとうございました。それでは、進行を司会に返します。

司会(土田チーフ)

議長ありがとうございました。それでは、本日の次第の5「その他」につきまして、事務局で何かありますか。

事務局(萩野谷副主幹)

それでは事務局から1点ご報告させていただきます。現在、本協議会において市国民保護計画を作成していただいておりますが、国民保護法第39条の規定によりまして、「市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求める」とされております。そのようなことから、本日配付させていただきました「大和市国民保護計画」につきまして、今月の25日水曜日から来月24日金曜日までの間で、市役所本庁舎では3階の防災

2006.10.12
14:00～15:00

対策課と1階の情報公開コーナーで、出先機関では渋谷分室、中央林間・大和・桜ヶ丘の各連絡所、生涯学習センター及びつきみ野・林間・桜丘・渋谷の各学習センターで、消防機関では消防本部・消防署本署・北分署・南分署・柳橋出張所及び西出張所の合計17ヵ所で、計画の閲覧、貸し出しが可能です。また、ホームページにおきましても計画をダウンロード可能としまして、多くの方からご意見等頂く予定でございます。

大和市国民保護計画策定に伴いますパブリックコメントの実施につきまして、ご報告させていただきます。以上でございます。

司会(土田チーフ)

ありがとうございました。それでは、本日の協議会でご用意しました議題等につきましては、以上でございます。

以上をもちまして、平成18年度第2回大和市国民保護協議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。